



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所  
 URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>  
 東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号  
 アーク森ビル 36階  
 TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg, 36F 12-32, Akasaka 1-chome  
 Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN  
 TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

## 著作権法改正の概要② ～図書館関係の権利制限規定に係る改正～

- 第1 はじめに
- 第2 図書館関係の権利制限規定の拡充

弁護士／弁理士 正木 湧士

### 第1 はじめに

「著作権法の一部を改正する法律」(令和3年法律第52号)が2021年5月26日に成立し、同年6月2日に公布されました(以下「本改正」といいます。)。この改正内容は、①放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に係る改正、②図書館関係の権利制限規定に係る改正の2点です。

本稿では、②の改正内容について、その概要を解説いたします(①の放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に係る改正については、[「著作権法改正の概要①～放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化に係る改正～」](#)をご参照ください。)

なお、②図書館関係の権利制限規定に係る改正のうち、「国立国会図書館による絶版等資料の自動公衆送信」等の改正事項については、令和4年5月1日に施行されました。一方、「各図書館等による図書館資料の公衆送信」の施行日については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりますが、本稿執筆時点においては発表されておられません。

### 第2 図書館関係の権利制限規定の拡充

図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化の進んだ今日の社会情勢に対応できていない部分がある等、課題が指摘されておりました。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2022

他方で、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じて図書館資料にアクセスするニーズが顕在化し、知的財産推進計画2020(令和2年5月27日知的財産戦略本部決定)においても、短期的に結論を得るべき課題として、図書館関係の権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることが明記されました。これらの状況を踏まえ、民間事業者のビジネスを阻害しないように十分注意しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させる必要があるとの考え方から、以下の2点について改正が行われました。

## 1. 国立国会図書館による絶版等資料の利用者へのインターネット送信

本改正前の制度では、国立国会図書館が、デジタル化した絶版等資料(絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料)のデータを、公共図書館や大学図書館等に送信し、送信先の図書館等において、その絶版等資料を館内での閲覧に供するとともに、一部分を複製して利用者へ提供することについては可能と定められていました。

しかしながら、この制度では、利用者が絶版等資料を見るためには、少なくとも公共図書館や大学図書館等には足を運ぶ必要があり、病気等で図書館に行けない場合や近隣に図書館が存在しない場合には絶版等資料が閲覧できないという問題がありました。また、図書館等から利用者に対してメール等によりデータを送信することもできませんでした。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行により全国各地の図書館が休館し、絶版等資料を閲覧することが一切できないという問題が生じました。

そこで、改正後の制度では、国立国会図書館が、事前登録した利用者に対して絶版等資料(3か月以内に複製等の予定があるものを除く。以下同じ。)を閲覧するためのデータを直接送信できることとなりました。これにより、利用者は、公共図書館や大学図書館等に足を運ばなくても、国立国会図書館のウェブサイト上で提供を受けた絶版等資料を閲覧することができるようになりました。また、利用者側では、当該絶版等資料を、自己利用に必要な限度で複製したり、非営利・無料等の要件を満たす場合において、公に伝達する(ディスプレイなどを用いて公衆に見せる)ことが可能となりました。

なお、絶版等資料は、「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」(著作権法第31条第1項第3号)と定義されていますが、「絶版」はあくまで例示に過ぎず、現に「一般に入手することが困難」と言えるかどうかにより判断されます。

「絶版等資料」になる場合(例)	「絶版等資料」にならない場合(例)
紙の書籍が絶版で、電子出版等もされていない場合	紙の書籍が絶版だが、電子出版等がされている場合
将来的な複製等の構想があるが、現実化していない場合	単に値段が高く、経済的理由で購入が困難である場合
最初からごく小部数しか発行されていない場合(例:大学紀要、郷土資料等)	海外から取り寄せる必要があるなど、入手までに一定の時間を要する場合

## 2. 図書館等による図書館資料のメール送信等

改正前の制度では、国立国会図書館、公共図書館及び大学図書館等は、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分を複製し、提供(郵送を含む。)することが可能とされていました。他方で、メールやFAX等の方法により公衆送信することは認められておらず、簡易・迅速な資料の入手が困難であるという問題がありました。

<sup>1</sup> 文化庁説明資料より抜粋

([https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03\\_hokaisei/pdf/93627801\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93627801_02.pdf))

そこで、改正後の制度では、権利者保護のための厳格な要件(下表参照)の下で、国立国会図書館、公共図書館及び大学図書館等の「特定図書館等」が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分(政令に定める場合にはその全部)をメール等で公衆送信することが可能になりました(著作権法 32 条 2 項)。

公衆送信を行う場合、図書館等の設置者は、権利者に対して、補償金を支払うこととされており、この補償金については、コピー代や郵送代と同様、基本的に受益者である利用者が、個別の送信ごとに図書館等に支払ったものを原資とすることが想定されています(補償金の徴収・分配は、文化庁の指定する「指定管理団体」が一括して行うこととなっており、保証金額は、文化庁長官の許可制とされています。)

権利者保護のための厳格な要件 <sup>2</sup>	
(1) 正規の電子出版等の市場との競合防止	著作物の種類や電子出版等の実施状況などに照らし「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、公衆送信を行うことができない ※具体的な解釈・運用については、ガイドラインの作成が予定されている
(2) 利用者によるデータの不正拡散等の防止	・事前に、利用者が図書館等に氏名・連絡先等を登録することを求める。 ・図書館等による公衆送信に当たって、技術的措置(コピーガードの付加や、電子透かしによる利用者情報の付加などを想定)を講ずることを求める。
(3) 図書館等における法令を遵守した適正な運用等の担保	以下の要件を満たす図書館等のみが公衆送信を実施できることとする。 (ア)公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者を配置していること (イ)公衆送信に関する業務に従事する職員に対して研修を実施していること (ウ)利用者情報を適切に管理すること (エ)公衆送信のために作成したデータの流出防止措置を講ずること (オ)その他、文部科学省令で定める措置を講ずること
上記のほか、関係者間で運用上の詳細なルールが定められることを想定	

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

<sup>2</sup> 文化庁説明資料より作成

([https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03\\_hokaisei/pdf/93627801\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93627801_02.pdf))